

ソーシャルワークにおけるグローカリズムを考える ～IFSW Action Plan 2010-2012 並びに 21stAPSWC を踏まえて～

Suggestion to ‘Glocalism’ of Social Work
-Based on IFSW Action Plan 2010-2012 & 21stAPSWC -

宮 嶋 淳
Jun MIYAJIMA

要旨：

本稿の目的は、ソーシャルワークの国際的な議論から、わが国のソーシャルワークが抱える閉塞状態を打開するための示唆を得、わが国のソーシャルワークがめざすべき方向に関する提言を行なうことである。

その結果、わが国のソーシャルワークが抱える閉塞状態を打開するためには、ナショナリズムに陥ることなく、国際的な視野に立ち、わが国の文化や民族性を尊重した、人々の生活に根ざしたグローカルなソーシャルワーク実践を高度化していくことが必要であるとの示唆を得た。そして、わが国固有のグローカルなソーシャルワーク実践を日々研鑽し、高度化していくためには、わが国あるいはアジア太平洋地域固有のソーシャルワークに関する定義を構築し、その実践上の倫理を明確にするための恒常的な取り組みが欠かせないという結論を得た。

キーワード：ソーシャルワーク (social work) 専門職倫理 (professional ethics)
定義 (definition) グローカリズム (glocalism)

I. はじめに

『ソーシャルワーク研究』36(3)（通巻143号）は、「グローバリゼーションとソーシャルワーク」を特集した。この特集において孫(2010)は、グローバル化の定義や解釈が多様であることを再確認し、その影響が経済や文化に影響を及ぼすと指摘する。その一方、それぞれの国が抱える社会問題は似かよったものとなりつつあり、マクロな視点からするとマクドナルド化がソーシャルワークにおいても進行していると指摘する。そして、グローバル化によってソーシャルワーカーの役割はどのように変化、あるいは影響を受けてきたのかと問いかける。

このことを踏まえて本稿では、第一に2010年6月に香港で開催されたソーシャルワーク世界会議での議論とその後に開催された国際ソーシャルワーカー連盟の総会、並びに総会において採択された“Action Plan 2010-2012”に焦点をあてる。次に翌年2011年7月に東京で開催された第21回アジア太平洋ソーシャルワーク会議の議論を検討する。本稿では、そうしたソーシャルワークにおけるグローバルな議論が、今後、わが国のソーシャルワークに与える影響やその影響下においてわが国のソーシャルワークがめざすべき方向を模索していく。

本稿の目的は、ソーシャルワークの国際的な議論から、わが国のソーシャルワークが抱える閉塞状態を打開するための示唆を得、わが国のソーシャルワークがめざすべき方向に関する提言を行なうことである。

II. ソーシャルワーク国際会議の動向

1. 2010年香港大会

2010年6月10～14日、香港のコンベンション・エキシビションセンターにおいて、ソーシャルワーク合同世界会議が「ソーシャルワークと社会開発：アジェンダ(指針)」をテーマに開催され、110カ国・地域から2,500人以上の参加者を得た。本会議は国際ソーシャルワーカー連盟(=International federation of social workers; 以下「IFSW」と略す)、国際社会福祉教育学校連盟(=International association of schools of social workers; 以下「IASSW」と略す)、国際社会福祉協議会(=International Council on Social Welfare; 以下「ICSW」と略す)の3団体の共催で「ともに指針をつくり、ともに困難に立ち向かい、ともに活躍しよう」を合言葉に開催された。この会議は2年に1回全世界規模で開催され、IFSWとIASSWとICSWの三団体が一堂に会したのは、この香港大会がはじめてである。

1)まとめの議論

本会議のクロージングにおける議論を要約する(以下、ソーシャルワークを「SW」と略す)。

1. SW実践に変化が起こっている。それは、グローバル化を超えて多文化化の影響がある。しかし、SWはそれに対する準備ができていないのではないか。そこでソーシャル・キャピタルやヒューマン・キャピタルを問い合わせ直す必要がある。
2. SWは人間主体、人権に基づく実践行動を行うことを確認しようと人々に呼びかける。その際にはソーシャ

- ルワーカーの能力を高める必要がある。例えば人々の参加が促進されるために、SWに何ができるのかを検討しなければならない。
3. 国境を越えて、移民した人々の問題は深刻である。
 そうした家族、コミュニティーに対して、いかに支援するのかを考えていく必要がある。
4. 女性の福祉に焦点をあてると、ジェンダーの問題があがってくる。人身売買や仕事の面で、女性は未だに差別されるグループに属する。女性の人権のために、文化を超えた働きかけが必要であり、それは平等を目指した行動である。
5. 障害にかかるアクションプランは6つある。すなわち、権利宣言・健康・不平等・協力体制づくり・SWの促進とネットワーク・ドメスティック・ヘルパー（家政婦）の職業的不平等と精神障害である。
6. 青少年の問題は社会的環境上の変化と不安定さに関係が深い。収入の不安定化が将来への不安につながるし、将来の保障のない子どもたちがいる。この問題に対してSWは一人ひとりへの対応は言うまでもなく、マクロなディスカッションと組織の見直しを促進すべきである。
7. インクルージョン（反排除）関わって、グローバルな資本主義の危機にどのように対応するのかが問われる。SWの声は、人びとが犠牲者とならないための知恵を構築する声でなければならない。反排除とは、すべての人々の参加を促すことである。つまり、現在の反排除の理念とは、人類の絶滅への闘争という意味が含まれる。
8. 國際移民は、7億5千万人に達しており、生まれた地を負わされた人々である。その支援策は、①アドボカシー、②社会保障、③社会的統合（移民と市民）などが考えられる。そしてソーシャル・キャパシティが重要であるが、そこには利害が生じることを忘れてはならない。とりわけ、経済的な恩恵の少ない人々や生きる手立てを有していない人々への影響を考慮に入れた、新しいスペシャリズムがコミュニティ・ベースの戦略として必要であり、新しいネットワークが当然に必要である。
9. ソーシャル・プロテクションとしての人権擁護が必要で、これをベースとしたSW、すなわち人間を主体としたSWと社会政策が展開されなければならない。

2) アジェンダの採択

このような議論がなされた後、上記の3団体による世界会議は参加者一同によるアジェンダの採択へと進む。三団体の会長からの提示は次のとおりである。

3団体合同のアジェンダ構築への取組みは、2007年からはじまった。その目的の1つはSWを国際的に理解してもらい、メンバーを拡大していくために共同した集団行動を行うことである。但し、新しいパート

ナーシップは、各団体にはそれぞれの特徴があることから、リスクも伴う。それを承知した上で連携することとした。

共通の認識は、貧困の撲滅や人間の回復のための行動を展開するために、共通の指針（アジェンダ）が必要であり、明確な方向性のもと実践するべきであるということである。すなわち、新しい挑戦には、新しい戦略が必要であり、我々のビジョンと国連のMDGs（ミレニアム・アジェンダ）との一致である。

世界大会で確認されたアジェンダの枠組みは、①社会経済的不平等下における貧困対策、②尊厳（Dignity）と価値（Worth）、③環境、④人間関係の重要性である。また、4つの指標に対する6つの焦点は次のとおりである。

1. サービス（service）
2. 力量（competence）
3. 相互の影響（Influence）
4. 科学技術（technology）
5. SWと社会開発（Social work and social development）
6. 教育（Education）

これらについて、各団体が各自の役割を遂行していくことがめざされることとされた。

3) IFSW総会の議論

続く6月14～16日にかけて、IFSWの総会が開催されている。総会ではIFSWの新役員体制が承認されるとともに、今後2年間のアクションプランが合意されている。総会に先立ちIFSWのデビッド・N・ジョーンズ会長（当時）は次のような要旨のレポートを提示している。

香港大会での三団体の合意は次の10年を見据えたSWと社会開発のアジェンダになる。「香港アジェンダ」は国際的な意義を持ち、影響力を持つことになる。このアジェンダは我々が各国・各地域で行動する際の指針であり、ロビー活動や人権擁護、キャンペーンを行う際の根拠となる。2012年にその成果をストックホルムに持ち寄ろう。

アクションプランの内容にふれる前に、総会で提示され合意されたIFSWの認識にかかる特徴的な報告文書あるいは政策文書の内容を要約しておく。なぜならIFSW政策文書等は、その後の各国のアクションのポリシー・ステイトメントと認識され実践上の基準と目されているからである。

1. 友好関係にあるアムネスティ・インターナショナルによる2008-2010年活動報告では、IFSWが政治犯の恩赦や受刑者への拷問、死刑に関する活動をする機会に遭遇することがなかったと述べている。しかし、これらへ関心を向けることは人権に関するアジェンダとし

て重要であり、他の人権擁護団体との協力を強めておくことが肝要であるとしている。そしてソーシャルワーカーがこの問題に関する自国の動きが社会正義に合致しているのかを吟味し、国際的な闘争に力添えしてもらいたいと要請している。

2. 貧困の根絶をめざす政策文書では、世界銀行のレポートを引用し、世界の人口の21%が極貧の状態にあり、極貧は人々の基本的人権とコミュニティのキャパシティを蝕み、それらの関係の不安定さを定着あるいは永続させるという認識を示している。

貧困には①極貧、②欠乏、③相対的貧困があり、それぞれの状態に即した対応が求められる。極貧には3つの次元があり、①収入上の欠乏、②人間開発力の欠乏、③社会関係上の欠乏と区分されている。そして、貧困は子ども・女性・高齢者などの自立性活力が脆弱なグループに多くの影響を及ぼすとしている。また難民の問題と貧困との関連にも言及されており、安全な住居と衛生環境の崩壊が、難民が医療を利用できない状況に拍車をかけているとしている。貧困へのSW・アプローチは、貧困の緩和を焦点にしてきたし、それがオーソドックスな対応であるとした上で、政府の役割と国際協力を助長することが貧困との戦いにとって不可欠だとしている。このためにもIFSWが国連ミレニアムを支持し働きかけようとしている。具体的な働きかけとは、当事者の参加、自立、能力の保全とエンパワメント並びにアクションプランの作成とソーシャル・インクルージョンの促進であるとしている。

また人権とは何か、人権に関わる倫理とは何かも追求していく必要があるとしている。すなわち、人びとの生活状況の格差を縮めるためには、差別・偏見・不寛容を解消し、非識字率を改善していく必要性を認識しておかなければならぬ。

貧困に対するソーシャルワーカーの役割は、人びとの社会からの疎外が長い歴史とともに増加し、得られる資源が欠乏していることを認識し、貧困状態にある人びとが自ら貧困とは何かを構造的に学び、創造的で革新的なコミュニティを組織することである。つまり、ソーシャルワーカーは貧困にあえいでいる人びとが自らの能力を発見することをサポートし、その能力を生かせるコミュニティを開拓していくことである。このことの重要性は、貧困が個人の特性とコミュニティの資源との間で、特別な機会と相互作用の複雑な取り合わせを含んでいるということを悟ることで強調されるだろう。貧困に対するSWは、コミュニティと個々人を相互に強化して、社会的な統合を包括的に伸展させなければならない。

3. 人権委員会の報告では、人身売買の問題が重点事項として取り上げられ、今後も継続していくとしている。また、ウガンダで2009年に提案された反同性愛法案に対するウガンダのソーシャルワーカー協会の対応は、

IFSWの掲げるSWの価値と倫理からみて課題があり、各地の差別の慣習に対する対話が求められている。人権委員会としては、人権に関する教育・研修や会議の機会を設けるとともに、国際的なジャーナルに記事を書くことでIFSWが掲げる人権とは何かを伝えていくことになるとしている。

4. 倫理委員会は、人権委員会が指摘したウガンダの問題等を検討し、現在のIFSWの倫理声明の修正が必要か否かを検討したが、修正が必要であるとの結論には至らなかったと報告している。ただし、各国・地域の複雑な背景を持つ文化と伝統の違いに関して、適切に対応し対話していくための方法を見極めていかなければならないと、課題となる視点を提示している。

4) IFSW Action Plan 2010-2012

IFSWの総会で取りまとめられた“IFSW Action Plan 2010-2012”の内容を確認していく。プランの冒頭には、4つの重要な概念の整理がなされている。すなわち、「ゴール」「戦略」「計画」「アクション」である。アクションプランはIFSWがめざす使命を成し遂げようとする行動計画である。とりわけ、本稿では前記の委員会報告と関連性・継続性のある「2. IFSWが取り組むプロジェクト」に焦点をあてる。IFSWが取り組むプロジェクトを具体的にあげれば、①貧困、②人権、③専門職の啓発、④公表とコミュニケーション、⑤連盟の政策・アドボカシー・主張(PARC)、⑥専門職倫理、⑦組織である。これら7つのカテゴリーを上記の4つの機能とリンクさせ、整理し直したもののが表1である。

ここに紹介したアクションプランには、〔ゴール-戦略-計画とアクション〕に続けて〔現状-役割分担〕が明示されている。しかし、残念ながらそれらの中にわが国の役割は明確ではない。

5) アクションプランが示すわが国への示唆

表1で確認できるように「倫理に関する声明とアジェンダが一致していることを保障する」ための「計画とアクション」には、倫理教育やその方法、多様な文化やマイノリティへの対応、データ化や資料化など具体的な取組み項目が列挙されている。ここに掲げられた課題に取り組む前提として筆者は、わが国のソーシャルワーカーの倫理綱領がIFSWの倫理に関する声明に準拠しているか否か、その根拠をどこに求めるのかという点を明らかにしておくことが重要であると考える。なぜなら、この点を明らかにすれば、今後ますます進行すると推測される「ソーシャルワークのマクドナルド化」に対する、各国・地域のSWの固有性あるいは文化性や、ジェネリックとスペシフィックのSWの境界を明示化できるのではないかと考えるからである。

表1 "IFSW Action Plan 2010-2012"のプロジェクト要旨

	ゴール	戦略	計画とアクション
貧困	貧困と戦うためのアプローチの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ SW の役割の明確化と関連する取組みの相互報告 ・ 貧困根絶のための他団体との連携 ・ 国際的な働きかけへの協働 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 貧困に対する IFSW の政策を開発する 2) 国連ミレニアム・ゴールを支持する 3) コミュニティー開発及び最良の実践のための連携 4) 国連ハビタット(国際連合人間居住計画)との協力 5) スラム街における貧困撲滅プロジェクトへの参画 6) 戰略を支持するための業務報告並びに記録の作成と公表
人権	国際的な人権問題に対する行動計画に沿った活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ IASSW との協働による活動の推進 ・ 国際的な人権アジェンダに組織的に対応する ・ 人権問題に関する提言を準備するためリーダーシップを發揮する ・ 人権問題に対する世界規模でのモニタリングをする ・ 人権問題に関する活動をした者に対する迫害・拘留に抗議する 	<ol style="list-style-type: none"> 1) IASSW と協働で調査・研究を行う 2) SW 教育カリキュラムに人権問題の内容が標準的に入るよう働きかける 3) 2006 年度の人権にかかる声明にある基本方針の促進 4) IFSW に加盟する各国・地域の組織が人権に関する取組みのプライオリティを高めるよう求める 5) 人権にかかる SW ・ プラクティスのマニュアルを修正し、新たな開発を計画する 6) アフリカで「国際刑事裁判所と SW の役割」のコンサルテーションを立案する 7) 戰略を支持するための業務報告並びに記録の作成と公表 8) 各国・地域におけるケースを収集し、最良の実践基準を確認していく 9) アムネスティ・インターナショナル及び他の人権グループと協働する
専門職の啓発	SW 教育を推進し、メディアや市民、社会へのソーシャルワーカーの貢献を啓発する	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFSW のメンバーが SW の現況を記述する ・ SW 職業にかかるバリアや問題を明確にする ・ SW の同一性の明確化 ・ 雇用者や公的機関へ働きかけとパートナーへの戦略的な接近 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 各国の現況を把握するための調査。WEB の活用による集計 2) WEB 記事及びニュースレターの適切な活用 3) 行動計画の吟味等国際会議の開催 4) 世界 SW ・ ディの開催 5) IFSW による褒章・奨学金制度 6) 活動写真展
公表とコミュニケーション	IFSW が国際的な SW に関する権威ある普及団体として認知される	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出版物の作成 ・ 国際的な SW の実践と先駆的情報提供に役立つ高品質の出版物の発行と継続 ・ 出版物等の普及手立ての調査 	<ol style="list-style-type: none"> 1) IFSW 全体と地域ブロックにおけるジャーナルの作成 2) WEB サイトによる応答、電子出版物の配信、哲学及び戦略の開発 3) IFSW50 年の歴史に関する出版 4) 人権マニュアルの電子化 5) 多数の言語による情報の発信
PARC	人権と社会正義に関する IFSW の立場を明瞭に表明する	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFSW の政策プログラムを準備する ・ 社会政策に関する包括的なプログラムとプラットフォームの開発 ・ 業務報告に即した新しい提言・声明の開発 ・ 業務報告のための適切なフォーマットの開発 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 新しい政策・権利擁護・主張の確立。そのためのコミュニケーション手段の創造 2) IFSW の政策にかかるエキスパートの養成 3) IFSW の政策作成のためのガイドラインや業務報告用のガイドラインを作成する 4) 全米ソーシャルワーカー協会の個人情報保護に関する政策文書を参照した政策文書の策定 5) WEB サイトを活用した各地の政策にかかる情報収集 6) 貧困に関する政策委員会との共同 7) 新たなサービスユーザーへの対応—不適切な関わりと冷遇にあえぐ人びと、出自と人種差別、障がい、ホームレス、大量虐殺— 8) SW 教育のための常設委員会へのメンバーの派遣
専門倫理	世界中の SW 実践が国際的に確認された倫理声明に依拠している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理に関する声明とアジェンダが一致していることを保証する ・ 倫理に関する実態調査 ・ 倫理上の適切さを担保するための IASSW ほかの団体とのパートナーシップ 	<ol style="list-style-type: none"> 1) IASSW と協働した SW 学生の倫理教育 2) 新しい倫理に関する声明を伝達するための教育方法並びに教材の開発 3) 文化的多様性やマイノリティに対応する倫理面の挑戦 4) この問題に関する WEB サイトの活用 5) 倫理面での国際的なニュースのデータ化・資料化 6) IFSW と IASSW の協働による、両者の倫理に関するフレームワークの統合 7) 苦情対応プロセスに関する調査研究 8) 人権に関する研究に対応した倫理問題の研究
組織	効果的効率的な財源管理と民主的で透明な最良の組織構造の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての委員会の手配者用のガイドラインの開発 ・ すべての委員会の業務記録の開発 ・ 組織運営のためのマネジメント ・ 考え抜かれた予算の作成 ・ IFSW のスタッフ及びボランティアのマネジメント 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 財務委員会の活動のスケジュールの明確化 2) 委員会の自己評価の実施 3) IFSW 事務局の仕事量のモニタリング 4) 人的資源の管理ポリシーの明確化 5) 勤務時間の短縮とボランティアの活用 6) IFSW 会員資格及び会員審査手続きの明確化 7) 四半期ごとの会計監査の実施 8) 会長及び執行委員への予算執行状況の報告 9) 会費の徴収・未納問題の解決。特別対策本部の運営

出典： I F S W(2010)"IFSW Action Plan 2010-2012"より抜粋し、筆者が作成した。

したがって、まず2005年に合意されたわが国のソーシャルワーカーの倫理綱領が、IFSWの倫理に関する声明に準拠しているのかを吟味していく。

① IFSWと日本の専門職倫理

わが国のソーシャルワーカーの倫理綱領は、秋山ら(2004)が指摘するように〔価値－倫理－原則〕が体系化され、日本社会福祉士会倫理委員会(2007)が解説しているように〔価値〕として位置づけられた用語レベルにおいてアメリカ・イギリス・オーストラリア並びにIFSWと同等であり、倫理綱領に関する機能と特性等に関する解釈においても準拠しているといえる。しかしながら、上杉(2010)が指摘するように全米ソーシャルワーカー協会は、自らが採択している倫理綱領を常に吟味し、直近では2008年に「グローバル」という用語の他、「文化的社会的多様性」「他者の尊重」「差別の禁止」「ポリティカル・アクション」にかかる内容を追加している(NASW: 2008)。つまり、全米ソーシャルワーカー協会は、第一にSW専門職として自らを律していく倫理綱領の吟味の仕方を恒常化させており、時節に即応した対応がなされている。そして第二に、地域性や文化性を重視し、従来から価値として位置づけてきた「人間関係の重要性」をより強固なものとしている。

一方、わが国においては、グローバル化が進行する中、

SW専門職の倫理を確立し専門的技能の研鑽、資質の向上を図ることを目的とする職能団体は、2005年以降、同団体の会員や市民、社会に対して倫理に関する何らの発信もしていない。つまり、わが国のSW職能団体は未だ自らが採択・宣言した倫理綱領を自ら機能させるに至つておらず、倫理綱領の機能の一部のみを稼動させているに過ぎない。すなわち、倫理に関するオーナーシップとオートノミーを發揮させておらず、倫理綱領を「絵に書いた餅」状態に放置している。一般的に「倫理とは仲間の誓い」であると言われ、SWを志す学生への教育にも生かされ、SW専門職の実践とも密接なつながりがなければならない。さらに倫理綱領は、実践から形成された英知の理論化によって伝達される形態に至高されるものである。いわば、専門職倫理の評価基準が倫理綱領に明確にされていかなければならないのである。

倫理綱領を専門職職能団体が採択したならば、それに続く改訂のルールや手順も透明で公正でなければならぬ。そのような意味でオントロジーの手法を参考に、改訂のためのルールや手順を整理することができるのではないかと考える¹。例えば、筆者は、平成13年度社会福祉助成事業「ソーシャルワーク倫理に関する研究」の報告書において、図1のような専門職の倫理綱領を策定あるいは改正する場合のマネジメント体系の鳥瞰を行っている²。

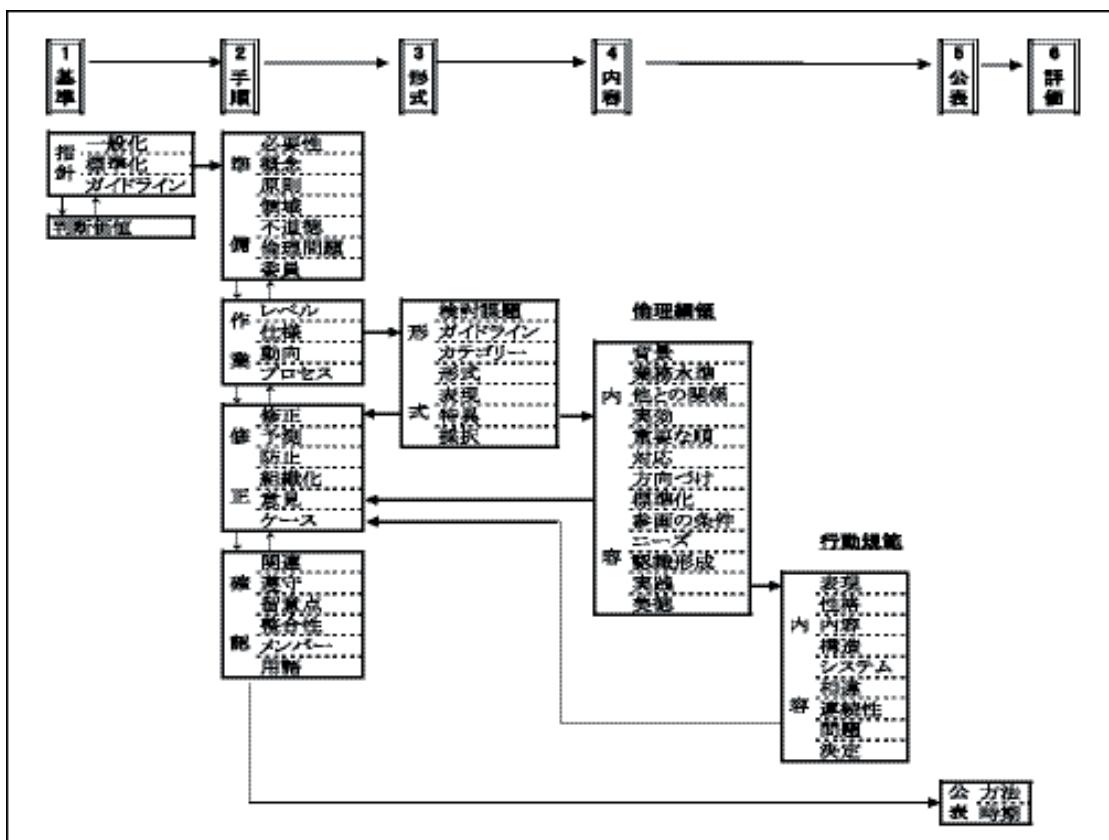


図1 「倫理コード」にかかるマネジメント・システム

出典：宮嶋淳（2002）『平成13年度社会福祉助成事業ソーシャルワーク倫理に関する研究報告書』124より一部改変

ここに示した「基準→手順→形式→内容→公表→評価」という倫理綱領の策定あるいは改訂にかかるマネジメントの流れは、一つの循環系を構成し検証可能性を有している。したがって、この流れを逆に溯ることによって、倫理綱領を組織的に検討していくための全体にかかる手順の中で、どの段階で、どのような作業が必要であり、倫理綱領を機能させる場合にどのような改正が必要になるのかを焦点として明示していくことが可能となる。ただし、図1は、筆者個人がなした作業であるという限界を有しており、より客観的な手法で倫理綱領の改訂のための科学性を明確にしていく必要がある。倫理綱領の評価にかかる一般的基準を用いたとしても、個人がなす主観的作業を超えた、科学による構造化、あるいは概念モデル化が検討され、グローバルな視点からの活用可能性の検討が必要である。

わが国のソーシャルワーカーの倫理綱領の構造を確認しておくと、〔前文－定義－価値－原則－基準〕と階層化されており、かつ、意味論的な側面から順位付けがなされている。また、倫理責任の対象は明確に構図化でき、社会福祉士の行動規範に認められるように含意する内容を項ごとにレーダーチャート化することも可能である。また、2005年当時の倫理綱領改訂作業においては、第一に倫理綱領に含まれる意味や解釈からIFSWの倫理とわが国の倫理の準拠性を吟味し、第二に実践レベルでの整合性、そして第三に用語レベルの形態素に着目し、用語の選択がなされている。この手法は、倫理綱領を英訳して“Code of Ethics”となることに回帰すれば、“Code”化されたテキストの特徴に依拠した、意味論的な統合と類似度の比較考量をなす科学を援用し、言語の壁を越えた科学化の可能性に示唆を与えるものであったと考える。

② わが国のソーシャルワークのグローバル化

グローバル化とは、世界の中でわが国のソーシャルワーカーやそれらで構成する職能団体の役割を問い合わせ直し、その問い合わせはSWの専門職倫理にも当然に及ぶという立場から本稿を構成してきた。SWの専門職倫理が人権や社会正義を根幹的(普遍的)価値としてグローバル化しているのであれば、当然にその哲学的言明において忠実にCode化されていく必要がある。また、SWの専門職倫理がアクションや教育に活用されるとき、そこには実用性が吟味されていなければならぬだろう。また、それらを正当であると主張する根拠をいかに科学的に積み上げるのかもSWを科学していくときに重要な課題である。そして、わが国のSW職能団体は、グローバリゼーションの進展する中で、あるいは、先に見たSWの変化とアクションへの期待の中で、学問と実践の蓄積の中からSW専門職倫理にかかる英知を世界の中に発信していく役割を果たしていく必要があるのでないだろうか。

筆者は他論において2000年から2008年までのIFSW

の国際会議に着目し、わが国のSWへの影響を考察した。そこで得た結論は、「IFSWの動向と日本学術会議の提言とを比較対象として例にとれば、国際水準でいうソーシャルワーカーに一定レベル近づきつつも、未だわが国の資格並びに施策・制度の枠組みの中でのSWに留まり、わが国のソーシャルワーカーの職域拡大のための提言がなされたに過ぎないものであった。つまり、国際的には、SWが本来的に果たしてきた役割=貧困への挑戦や緩和に焦点があてられ、IFSWは国際的なソーシャルアクションを提唱しているにもかかわらず、わが国においては、マクロの領域におけるSWが不明瞭となり、平和擁護・環境保全・死刑廃止という理念に関する議論とSWの普遍的価値である人権と社会正義の相互作用と両立についての議論が曖昧なままである。したがって、わが国のSWを発展させるためには、今一度、国際的なSWに係る哲学・思想・理念など基礎的な研究を積上げ、ソーシャルワーカーに期待される役割として国内・国外を問わず支持されている理念一人権の擁護と社会正義の実現について、真摯な議論が必要である。(宮嶋:2009)」というものである。そこで次に、筆者はこの視点をもって、2011年7月の東京におけるSW国際会議を吟味してみることとする。

2. 2011年東京大会

2011年7月15～18日に東京で開催された第21回アジア太平洋ソーシャルワーク会議(21stAPSWC)は、Crossing Borders: interdependent Living and Solidarity(ソーシャルワークの新たな地平：共生と連帯)をテーマとした。

この会議の中で多くの注目を集めたのは、SWの国際定義の見直しに関する案件である。同会議の中ではこれまでの議論の経過と論点が整理された。そのうち、議論の主要なポイントは以下の通りである。

1. 現在の定義では「西洋のもの」であり、我々の文化や伝統と異なっているのではないか。
2. いくつかの語句、概念、アイデアや哲学は、追加・削除あるいは置換されるべきである。(例：調和、スピリチュアリティ、個人一家族／コミュニティーの関係、および自己決定)
3. ソーシャル・ディベロップメントの重視および国家／政府との関係。
4. 現定義は「先進国」のバイアスがかかったのではないか？高等教育への進学率が低い国々での「ソーシャルワーカー」とは誰なのか。先住の人々の声を聞く必要はないか。
5. 定義は、世界レベル・地域レベル・国レベルと多層的に作られて然るべきではないか。

1) 我々でソーシャルワークの定義を

こうした論点を踏まえて同会議においては、まず「ソー

シャルワーク国際定義の再検討－アジア・太平洋の声－』と題するシンポジウムで各国の代表者が、次のような趣旨の発言を行っている。

メアリー・L・アルシード（フィリピン）の発言

SWに関する様々な定義があつて良いのではないか。なぜなら、世界ではこの10年で大きな変化があった。定義とは、①包括的で多元的多義的であらねばならない、②SWは専門職である、③「人権と社会正義」を保持すべきである、④社会発展の理論にも導かれる、⑤人間をスピリチュアルなものとみる人間観が必要であると考える。SWは多元的なアイデンティティの中で、人々の抑圧に対抗し、社会的な条件・システムを整え、そのプロセスにも関与するのである。人々の抑圧と社会との関係にかかるメジャーな問い合わせ、①宗教の発症、スピリチュアルな世界観、②国の多様性、③民族の多様性、④ジェンダー及び階級・出自、⑤生態的要素、とくに気候の変動によって影響を受けるアジアの貧民の問題があると考える。

SWのゴールはトータルなホリスティックな側面を有する。それは①人権、自己決定、ジェンダー、正義、エンパワーメントなどの概念の実現と、②人々の多様性を尊重しつつ持続可能な社会を達成することであると考える。

岩間伸之（日本）の発言

SWは、時代と地域のニーズに対応する宿命を負う。SWは対象の有するニーズの変化に即して変化し、その意味では定義も変わることになる。そのうえで日本においては、①10年間で現在の定義が根づいている、②安易に変えず、変えるべきときには変えるという姿勢で、慎重な議論を必要とする、③根拠なき改訂には反対である。

定義を問うということは「ソーシャルワークとは何か」を改めて問うことであり、定義を重層化することの意味は理解できる。そのためにも世界のSW実践の共通項を抽出する必要がある。つまり、定義の改訂がSWの発展に寄与できるかが課題である。

日本SW学会のフォーカスグループでの取り組みにおいては、実践と認識の統合が必要であるとされている。しかし、「社会正義、解放、社会改革」という概念が未だに実践レベルで明確になっておらず、十分に教育されていない現実がある。したがって、日本においては、定義と実践の整合性を検証し、ソーシャルワーカーの日々の実践にとってのSWの定義の意味や位置づけを明らかにしていくことが求められる。国ごとの諸条件を越えて、追求されるべき普遍性は何か。多くの課題があるだろう。

バラシュ・ニク（ネパール）の発言

グローバル定義と地域定義があつて良いのではないか。

か。そしてソーシャルワーカーはグローバルな専門職かと問いたい。SWを取り巻く領域においては、専門的な競争相手が多い。そのためソーシャルワーカーは生き残るために方策を見出し低下なければならない。

ネパールにおけるSWの価値にコンフリクトが生じている。それはアメリカのイデオロギー、イズムの影響もある。これに対してネパールは①グローバルにもローカルにも発展していくことをめざす、②理念的な西側の支配からの脱却をめざす、③グローバル基準とローカル基準を保持したいと考える。つまり、多様な見方の整理が必要であり、聖典のようなものである定義に“文化”をいかに反映させるかが重要であると考える。

私たちはネパールの人々が「人権と社会正義」に十分にアクセスできているのかを問う。その意味で「グローバルな定義」によるSW実践を、アジア・太平洋に即した理論として構築したい。

この後の質疑応答を踏まえて、議論は次のようにまとめられた。

ニーズを口にしない文化を持つ国とそうでない国、求めているSWの定義の仕方が異なるだろう。そして、SWの普遍的な価値を担っていくという側面では、合意できるのではないか。それを実際に動かしていく中で、各々の違いが見えてくる。したがって、議論の集約の仕方を工夫し、認識を明確にすることも、定義の議論に必要となる。

我々の共通了解事項は、①多層的な定義のあり方を模索しても良い、②理論と実践の関係性を明確にし、一方が一方へ情報を提供する交互作用を明確にする必要がある、③概念としての個人と社会の関係とバランスのあり方を整理する必要がある、④規範性よりも定義に希望を描くという意味もある。

この議論が意味するところは、SWの至的な定義の普遍性と実践上の定義の多様性を認めつつ、10年に一度の目安となる時期=2012年を迎てはどうか、ということに収斂されるのではないだろうか。その際、とくに留意が必要な観点は、開発途上の国々の代表により主張されているように、地域性と文化性ということであろう。それは国の制度や施策に即してソーシャルワーク実践が変化するからである。したがって、わが国のソーシャルワーカーの倫理綱領の「前文」で、SWの国際定義を組み込む以上、SWの定義の改訂の議論と合わせてソーシャルワーカーの倫理綱領の改訂の議論も進めなければならないことは当然の流れであると考える。また、SWの国際定義が普遍的側面と多様な側面を有しているとすれば、当然にソーシャルワーカーの倫理綱領もその両側面を有していると考えることができる。グローバル・アジェンダを例にとれば、そのゴールは国際的な共通項で

あり、それに向かう戦略やアクションは個別的であり、かつ各国地域の固有なアプローチがあつてしかるべきであろう。つまり、SWの定義とソーシャルワーカーの倫理綱領にかかるグローバルな議論は、議論が進めば進むほど、逆に地域性や文化性を際立たせ、SWの固有性を社会との関係や人間との関係から明確にするものと考えられる。

2) 特別セッション

会議の全日程の最後に特別セッション「ソーシャルワークと社会開発のためのグローバル・アジェンダ」が開催された。このセッションでの主な発言は次のとおりである。

デビッド・N・ジョーンズ（IFS W前会長）

我々が香港で採択したアジェンダ・プロセスを、世界中のソーシャルワーカーの理解と協力で推進しなければならない。地球規模で考え行動しなければならない背景に、グローバルな危機がある。そこでは新しい知識と技術、コミュニケーションの多様性が不可欠である。そして知識・技術・情報の国際的な相互提供が必要である。3つの団体でともにグローバル・アジェンダ・プロセスを共有し、政策的集団的なアクションを起こし、その成果をモニタリングしていく必要性が高い。我々は新しい国際社会に対して働きかけ、次の十年に解決しなければならない地球規模の社会的課題を見極め、優先順位を付けてチャレンジしなければならない。2012年3月20日を次の世界SW・ディとしてアクションし、私たちの課題にチャレンジしよう。

ボブ・ロン（オーストラリア・ソーシャルワーカー協会）

オーストラリア・ソーシャルワーカー協会としては、IFS W/IASSW/ICSWグローバル・アジェンダを完全に支持する。このアジェンダは、オーストラリア内およびその領域内の関心事や動向と深い関連がある。ソーシャルワーカーは、政策論争の場面や、環境維持に役割を果たすあらゆる地域住民を助ける場面で重要な役割をもつ。

地球のあらゆる地域から多くの移民が長い年月の間に訪れたことから、オーストラリアは多文化国家になった。國中のソーシャルワーカーがこれらの問題に対し強固な主張をもっており、引き続き改革を求めて運動する。2012年は、先住民が国全体から初めてAASWの理事に選出されて指名される年として知られるようになるであろう。

オーストラリア・ソーシャルワーカー協会は、社会、経済、保健の領域など多くの政策領域に渡って不平等の問題を取り上げて活発に動いてきた。ソーシャルワーカーは休みなく日常業務に精を出してきた結果、システムから生じる差別や不利益に関する最悪の状況は免

れている。

SWとは状況と関係についての実践であり、そして市民社会やケアの確立したコミュニティーの基礎的因素である。ソーシャルワーカーは、健康で満足な生活を送れるように、コミュニティー、集団、個人を助けることにおいて益々重要な役割を果たす。ソーシャルワーカーは引き続き、政策展開やサービス発展においての主要なリーダーシップを発揮する。

オーストラリア・ソーシャルワーカー協会は、不公平、不平等、差別、社会的排除、貧困をなくすよう働くために、他の組織と共に進む。グローバル・アジェンダにおける目的である連帯は、これらの目標に到達するための重要な手段である。

趙 聖鉄（韓国社会福祉士協会会长）

「社会福祉士などの処遇及び地位向上のための法律」制定を通して得られる効果は次のとおりである。

第一、社会福祉士などの処遇及び身分を固から保障されることになり、社会福祉士の専門的活動が共益的な努力として認められる。

第二、定期的（3年毎）に社会福祉士などの報酬水準及び支給実態などに関する調査実施が義務化されることにより、実質的な処遇改善の法的根拠が設けられる。

第三、相互扶助制度である社会福祉共済会の設立を通して社会福祉士などの生活安定及び福祉増進を図ることができる。

産業社会以降多様な逸脱の現象が増加し新たな形の社会問題が増えてきている現在、社会問題の解決の中心に立っている社会福祉士は国会そして国と地方自治体から処遇と地位を保障される権利を与えられた。これは人を中心として問題を解決し、未来を設計しなければならないという責任と役割を与えられたことであり、さらに社会福祉士は自ら倫理的実践と専門性の向上のために努力しなければならない義務を国民より与えられたという意味である。

大橋謙策（ソーシャルケアサービス従事者研究協議会会長）

- l. 「共生・連帯」の理念に基づく新しい社会モデルの開発に関する提案
- ・地域コミュニティーを基盤とした住民の共同組合活動やソーシャルエンタープライズの開発・組織化の促進を図る。
- ・住民と行政の協働活動を強めるための法律の整備、住民の学習能力の向上と学習機会の整備、住民の行政への参画能力の向上と機会の拡大を図る。
- ・博愛、社会貢献に関わる社会哲学、社会思想を啓発・普及させるために、地域住民や子どもへの福祉教育やボランティア学習の機会を醸成する。

- II. 自然と共生し、持続可能な社会思想の普及とソーシャルワークの展開の提案
 - ・日本は、自然との共存を願う生活観、文化、宗教觀を有していた。多くの人に敬われることを尊ぶ精神的文化を持ち、そこに生活の価値規範を見いだす文化があった。“ほどほど”的生活”、“もったいない文化”といった清貧精神を大切にしてきた。改めて、アジア的ともいえる、これらの精神的文化を見直し、近代以降の物質至上主義的生活、経済発展至上主義の価値規範を見直すことが重要である。
 - ・SWカリキュラムにおいても、人の生活環境、社会環境の捉え方をその人の生活観とより関わらせてアセスメントし、支援することが出来るよう SW教育を改善していくことが必要である。
- III. ICFの視点に基づくケアマネジメントを手段として活用するソーシャルワークの展開のための提案
 - ・サービスを必要としている人の“求め”と専門職が“必要”と判断したことを踏まえた上で、両者によるインフォームドコンセントによる生活支援プログラムの立案を徹底させること。
 - ・多様性を理解・尊重する人権教育と異文化間 SWカリキュラムの開発を図り、促進すること。
- IV. 「ケア」概念の見直しと豊かな人間関係の再構築のための提案
 - ・「ケア」の本質は、安らぎのもてる、居心地のいい空間があり、人として評価され、必要とされていることを実感できる、人間と人間の関係性が豊かに保障されていることである。そのためにも、障害者、子どもをインクルージョンするケアリングコミュニティを作ることを目的に、それを推進できるコミュニティソーシャルワーカーの養成とその考え方をソーシャルワーク教育カリキュラムに導入する。

特別セッションでの各国の代表者の発言趣旨を整理・統合してみると、次のように解釈できる。

SWは、地球規模で考え行動しなければならない。そこでは新しい知識と技術、コミュニケーションの多様性並びに国際的な相互提供が必要である。SWとは、状況と関係についての実践であり、市民社会やケア（人間と人間の関係性が豊かに保障されていること）の確立した地域コミュニティの基礎的要素の開発・組織化の促進を図る。例えば、「清貧精神」のようなアジア的ともいえる精神的文化を活用し、近代以降の物質至上主義的生活、経済発展至上主義の価値規範を見直すことが重要である。

ソーシャルワーカーは、政策展開やサービス発展において、リーダーシップを發揮し、国や地方自治体から権限を委譲され、人と人間関係に関する問題を解決し、未来を設計しなければならない。また、次世代のソーシャ

ルワーカーを育成するために、多様性を理解・尊重する人権教育と異文化間 SW教育のカリキュラムの開発を図ることが重要である。

III. 結論—ソーシャルワークにおけるグローバリズムの浸透

今後ますます進行すると推測される「ソーシャルワークのマクドナルド化」に対する、各国・地域のSWの固有性あるいは文化性や、ジェネリックとスペシフィックのSWの境界は、専門職倫理の確保・確立として、各国のソーシャルワーカーの倫理綱領に明示されている。その固有性は、例えば全米ソーシャルワーカー協会においては、第一にSW専門職として自らを律していく倫理綱領の吟味の仕方を恒常化させており、時節に即応した対応がなされている。第二に、地域性や文化性を重視し、従来から価値として位置づけてきた「人間関係の重要性」をより強固なものとしている。つまり、実践の拠り所である倫理綱領においては各全国各地域の固有性が明確に示される方向性が確保されており、それを尊重する国際的な動きがある。

その一方で、「SWとは何か」を規定する定義においては、10年に一度の改正に向けて①文化や伝統の反映、②語句・概念・アイデアや哲学の追加や置換、③社会や国、制度との関係、④先進国のバイアスと先住の人々の声、⑤定義の「世界・地域・国レベル」の多層化、が議論の焦点とされている。すなわち、SWの至適的な定義の普遍性と実践上の定義の多様性を認めつつ、定義改正の年を迎えることが提起されている。とくに留意が必要な観点は、開発途上の国々の代表により主張されている地域性と文化性であろう。それは国の制度や施策に即して SW実践が変化するからであり、グローバル・アジェンダを例にとっても、そのゴールは国際的な共通項であり、かつ、ゴールに向かう戦略やアクションは全国各地域の固有なアプローチがあってしかるべきである。

したがって、SWの定義とソーシャルワーカーの倫理綱領にかかるグローバルな議論は、その議論が進めば進むほど、逆に地域性や文化性を際立たせ、SWの固有性を社会との関係や人間との関係から明確にするものと考えられるのである。

21世紀に入って、世界はグローバルな視点と同時にローカルな視点をもつ「グローカル」な取り組みを期待されるグローバリズムの時代に突入した（奥平：2010, 小林：2008, 原：2011）。

この傾向はSWの領域においてのみの現象ではなく、文化や伝統、人間や人間の生活が尊重されるところを起点とする情報・建設・教育・環境・経営など多方面に及んでおり、まさにグローバリズムは学際的に進展しているのである（三尾：2011, 酒井：1997, 佐々木：2001, 宮本：2001, 井上：2002, 中野：2011, 熊谷：2011）。

本稿では、こうしたソーシャルワークにおけるグローバルな議論が、今後、わが国のソーシャルワークに与える影響やその影響下においてわが国のソーシャルワークがめざすべき方向を模索していくため、近年行われたソーシャルワーク国際会議の議論を取り上げた。

その結果、わが国のソーシャルワークが抱える閉塞状態を開拓するためには、ナショナリズムに陥ることなく、国際的な視野に立ち、わが国の文化や民族性を尊重した、わが国の生活に根ざした「グローカル」なソーシャルワーク実践を高度化していくことが必要であるとの示唆を得た。そして、わが国固有のグローカルなソーシャルワークを日々研鑽し、高度化していくためには、わが国あるいはアジア太平洋地域固有のソーシャルワークに関する定義を構築し、その実践上の倫理を明確にするための恒常的な取り組みが欠かせないという結論を得た。

これが、筆者がめざした、わが国のソーシャルワークの今後の方向性に関する提言である。

[注]

- 1 オントロジーは近年、インターネットのレファレンスライプラリアンとのコミュニケーション（安藤ら：2008）や英語・日本語料理レシピの変換システム（木村ら：2008）、健康支援システムの設計（和泉ら：2007）や企業内成員とのコミュニケーション（亀田：2008）、さらに介護サービス分野（蘇：2010）にまで広がりを見せている。オントロジーを活用した概念モデルには、下村（2005）によればビューモデル・スコープモデル・フローモデルがあり、ある対象にかかる変化を実現させる機能・属性・関係をビューし、ある対象にかかる範囲を集合として表現するスコープが用意される。
- 2 この研究は、財団法人太陽生命ひまわり厚生財団の助成金を得て行ったものである。

[参考文献]

- 秋山智久・平塚良子・横山穎(2004)『人間福祉の哲学』ミネルヴァ書房、41-2
- 安藤誕・井上真琴(2008)「インターネット時代の“レファレンスライプラリアン”とは誰か？」『情報の科学と技術』58(7), 329-34
- 原順子(2011)「文化モデルアプローチによる聴覚障害者への就労支援に関する考察—ソーシャルワーカーに求められるろう文化視点—」『社会福祉学』51(4), 57-68
- 古崎晃司・来村徳信・佐野年伸・本松慎一郎ほか(2002)「オントロジー構築・利用環境『法造』の開発と利用—実規模プラントのオントロジーを例として」『人工知能学会誌』17(4), 407-19
- 亀田栄一・勅使河原可海(2008)「コミュニケーション行動に関する客観的知識に基づいたプロジェクト推進評価システムの提案」『信学技報』1, 1-6
- 木村美香子・北村泰彦・松田匡史・Yuri Tijerino(2008)「オントロジーを用いた英日料理レシピ変換システム」『信学技報』1, 77-82
- 井上信一(2002)「わが国国籍企業のグローカル化と管理会計の課題—1992年と1997年の比較において—」『香川大学経済論叢』33-94
- 市瀬龍太郎(2007)「情報の意味的な統合とオントロジーアイド」『人工知能学会誌』22(6), 818-25
- 和泉諭・栗山大・三浦祐太朗・安田尚史ほか(2007)「オントロジーを利用した健康支援システムの設計と実装」『信学技報』2, 19-24
- 小林正弥(2008)「地球人類危機としてのグローカル公害問題—東北アジアのエコ・コミュニタリアニズムと中國水汚染」『千葉大学公共研究』5(3), 158-60
- 熊谷忠和(2011)「社会構築主義における理論的潮流の再整理の試み—『ハンセン病当事者のライフストーリーにみる健康自尊意識研究』の前提として—」『川崎医療福祉学会誌』20(2), 309-18
- 三尾義彦「『グローカル』な人材育成」中日新聞、2011年11月3日朝刊
- 宮嶋淳(2009)「国際ソーシャルワークの動向とわが国の課題—IFSWブラジル大会の議論を踏まえて—」『中部学院大学・中部学院短期大学部研究紀要』10, 101-11
- 宮本博・五藤知恵(2001)「私たちが望む地域の情報化」『情報メディア』38(5), 41-8
- 溝口祐美子・中本利明・浅川一満・長野伸一ほか(2008)「オントロジーを用いた文書間類似度計算手法」『信学技報』6, 87-92
- 中野加奈子(2011)「生活史研究の系譜—記述と分析をめぐる課題—」『仏教大学大学院社会福祉学研究科』39, 17-34
- National Association of Social Workers (2008), "Code of Ethics", (<http://www.naswdc.org/pubs/code/default.asp>) 2010.11.10.検索
- 日本社会福祉士会倫理委員会 (2007)『社会福祉士の倫理倫理綱領実践ガイドブック』中央法規出版
- 奥平興人 (2010)「商業建築の変遷—1950年からの時代変化に伴う商業建築の俯瞰」『文化女子大学紀要・服装学・造形学研究』41, 59-71
- 酒井 朗 (1997)「指導とティーチング—ローカル・ノレッジの探究」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』(49), 313-14
- 佐々木高雄 (2001)「21世紀をグローカルに生きる地方紙の経営戦略」『日本経営教育学会全国研究大会研究報告集』44, 29-33
- 下村芳樹・新井民夫(2005)「サービス工学におけるオントロジー中心設計の展開」『人工知能学会誌』23(6), 721-7
- Simon Webley (2002), “Research Director at

Institute of Business Ethics " Education Management, London, United Kingdom

孫 良(2010)「グローバリゼーションとソーシャルワーケ実践」『ソーシャルワーク研究』36(3), 4-13

蘇ルイピン・寺嶋正己(2010)「福祉オントロジーに基づくサービスサイエンスに関する研究」『人間福祉学会第11回大会要旨集』81

上杉礼美(2010)「グローバリゼーションと高齢者福祉への影響」『ソーシャルワーク研究』36(3), 37-42

原順子(2011)「文化モデルアプローチによる聴覚障害者への就労支援に関する考察—ソーシャルワーカーに求められるろう文化視点—」『社会福祉学』51(4), 57-68
21st Asia-Pacific Social Work Conference (2011) “Program and Abstracts”